

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水ポンプ（A）駆動用電動機の上軸受部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	タービン建屋2階の暖房用加熱蒸気配管の保温材に一部破損が認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
3	1号機	1～4号機用水素・酸素供給設備の液化酸素受入配管に設置されている安全弁の排気配管に亀裂（長さ：約15mm）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉建屋弁グランド部漏えい温度記録計の打点印字機構に変形による動作不良（記録用紙への印字不可）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
5	3号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（12-37D）の指示値異常を示す警報が発生したため、当該測定回路を点検・修理	D	
6	4号機	主タービングランドシール蒸気系の蒸化器ドレンタンク用水位調整弁（B）の点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
7	4号機	放射性液体廃棄物管理月報（10月分）の作成準備中において、同月報（9月分）の4号機の希釈水量を算出するために使用した循環水ポンプの運転時間に誤記が確認されたため、誤記を訂正及び関連記録を再確認	C	
8	4号機	主タービン抽気系第1抽気逆止弁（A）の点検において、フランジ接続用ボルト（1本）のネジ山部に一部欠損が認められたため、当該ボルトを交換	D	
9	5号機	高圧注水系機能検査のポンプ自動起動試験において、揚程確認を行ったところ、全揚程の測定値が基準値外れとなり、判定基準を満足しない事象が発生したため、当該検査を中断及び対応検討	C	
10	集中環境施設	焼却工作建屋冷凍機室の局所冷却機用送風機用電源盤内制御回路に動作不良（ヒューズ切れ）が認められたため、当該制御回路を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで